

海外旅行保険



この自動引受機でお申込みいただけるのは

- ①お申込み当日のご出発で、31日以内の海外旅行の場合にご利用いただけます。
- ②お申込みになる方で本人、またはその未成年のお子さまを対象としたご契約に限ります。
- ③日本在住の方で、日本を出発し日本に帰着する海外旅行に限ります。

ご契約に際してのご注意

- ①告知(ご質問へのご回答)の内容によっては、自動引受機でのご契約ができない場合があります。また、告知の内容が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。あらかじめご了承くださいませようお願いします。
- ②ご契約日の翌日以降を、保険期間初日とすることをご契約はできません。
- ③旅行者(被保険者)がお申込日時点で20歳未満の場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額のそれぞれの上限は他の同種の保険契約と合算して1,000万円となります。
- ④旅行中に危険なスポーツ・運動を行ったり、危険な職業・職務に従事する場合は、この自動引受機でのご契約はできません。万一、危険なスポーツ・運動を行っている間や、危険な職業・職務に従事している間に傷害等の事故が発生した場合は、保険金を削減してお支払いする場合や保険金をお支払いできない場合があります。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

●危険なスポーツ・運動とは、以下のものをいいます。

■山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

■自動車、オートバイ、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、モトクロス、カート、スノーモービル等による競技・競争・興行(これらの練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)※

(注) 以下に該当するものは危険なスポーツ・運動に該当しません。スキー、(ウインド)サーフィン、スキューバダイビング、ジェットスキー(※に記載の競技等を行う場合は危険なスポーツ・運動に該当します。)、パラセーリング、乗馬等

●危険な職業・職務とは、以下のものをいいます。

■農林・伐採作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転業(助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業、建設・土木作業

■自動車、オートバイ、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、モトクロス、カート、スノーモービル等による競技・競争・興行(これらの練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)

■オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、拳闘家(プロボクサー)、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士(相撲取)、その他これらに準ずる危険な職業・職務

- ⑤旅行出発前の既往症または持病による治療・救援費用のお支払いはできません。
- ⑥死亡保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。
- ⑦未成年の方がご契約の手続きを行うことはできません。
- ⑧自動引受機によるご契約の場合、ご契約日から通算して1か月(31日)を超える保険期間の延長はお受けできません。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

※ご契約の際は必ず「海外安心サービスパスポート」中の「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」もご覧ください。

自動引受機によるお申込み手順

画面の表示にしたがって操作してください。

ご契約
手続完了です。

1

ご質問

画面に表示される5つの質問にお答えください。

- 健康状態 ●他の保険契約 等

2

必要項目入力

次の項目を入力してください。

- 帰宅日 ●旅行先 ●氏名
- 年令 ●性別 ●電話番号
- ご契約タイプ ●住所 等

3

保険料投入

入力内容をご確認のうえ、所定の保険料を、紙幣またはクレジットカードにてお支払いください。

- 保険料のお支払いがない場合は、保険金をお支払いできません。

4

契約証等受取り

契約証兼保険料領収証(受取口)、「海外安心サービスパスポート」(右手ボックス)を忘れずにお受取りください。

※お申込みご本人の確認のために、写真撮影を行っておりますので、あらかじめご了承ください。

ご契約タイプ一覧表

(旅行期間<保険期間)に応じ、下記ご契約タイプよりお選びください。)

お選びいただける
ご契約タイプ

年齢	ご契約タイプ
20歳未満	傷害死亡1,000万円のタイプ
20歳以上	全てのタイプ

たとえば「1月1日より8日までの旅行」の保険期間は「8日」となります。(保険期間はご出発の日を含めて数えます。)

保険期間 ご契約タイプ	1日まで		2日まで		3日まで		4日まで		5日まで	
	AX	AY	BX	BY	CX	CY	DX	DY	EX	EY
傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
疾病死亡	1,337万円	986万円	445万円	310万円	2,144万円	986万円	1,276万円	907万円	1,845万円	178万円
携行品(免責0円)	30万円	10万円	30万円	10万円	30万円	40万円	30万円	20万円	30万円	10万円
合計保険料	4,000円	3,000円	4,000円	3,000円	5,000円	4,000円	5,000円	4,000円	6,000円	4,000円

保険期間 ご契約タイプ	6日まで		7日まで		8日まで		9日まで		10日まで	
	FX	FY	GX	GY	HX	HY	JX	JY	KX	KY
傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
疾病死亡	2,784万円	852万円	1,633万円	744万円	766万円	55万円	2,206万円	771万円	1,436万円	499万円
携行品(免責0円)	30万円	20万円	30万円	10万円	30万円	10万円	30万円	20万円	30万円	15万円
合計保険料	7,000円	5,000円	7,000円	5,000円	7,000円	5,000円	8,000円	6,000円	8,000円	6,000円

保険期間 ご契約タイプ	11日まで		12日まで		13日まで		14日まで		15日まで	
	LX	LY	MX	MY	NX	NY	PX	PY	QX	QY
傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
疾病死亡	2,712万円	372万円	1,822万円	822万円	1,010万円	593万円	2,322万円	635万円	1,697万円	135万円
携行品(免責0円)	30万円	10万円	30万円	20万円	30万円	15万円	30万円	10万円	30万円	10万円
合計保険料	9,000円	6,000円	9,000円	7,000円	9,000円	7,000円	10,000円	7,000円	10,000円	7,000円

保険期間 ご契約タイプ	17日まで		19日まで		21日まで		23日まで		25日まで	
	RX	RY	SX	SY	TX	TY	UX	UY	VX	VY
傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
疾病死亡	2,765万円	663万円	1,275万円	295万円	1,789万円	329万円	2,254万円	66万円	2,699万円	863万円
携行品(免責0円)	30万円	15万円	30万円	10万円	30万円	15万円	30万円	10万円	30万円	10万円
合計保険料	11,000円	8,000円	11,000円	8,000円	12,000円	9,000円	13,000円	9,000円	14,000円	10,000円

保険期間 ご契約タイプ	27日まで		29日まで		31日まで	
	WX	WY	XX	XY	YX	YY
傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
治療・救援費用	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円
疾病死亡	1,258万円	633万円	1,657万円	517万円	2,093万円	245万円
携行品(免責0円)	30万円	15万円	30万円	10万円	30万円	15万円
合計保険料	14,000円	11,000円	15,000円	11,000円	16,000円	12,000円

※全てのご契約タイプには以下の3つの補償項目がセットされています。

賠償責任(免責0円)	1億円
入院一時金	10万円
旅行中の事故による緊急費用	5万円

- 旅行期間(保険期間)は31日が限度となります。
- 全てのご契約タイプには「救援者費用等追加補償特約(支払限度300万円)」、「救援に関する通訳雇入費用補償特約」、「新価私特約(携行品損害補償特約用)」および「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされています。
- 上記ご契約タイプ以外でご契約いただくことはできません。

海外旅行保険の内容

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 (注) 保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた残額となります。	たとえば、 ①次のような原因により生じたケガ ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失(著しく注意を怠ること) ●自殺行為、犯罪行為、けんか ●無免許・酒酔・麻薬等を使用した際の運転中の事故 ●放射線照射、放射能汚染 ●戦争、その他変乱 ②むち打ち症または腰痛(医学的他覚所見のないもの) ③旅行開始前、終了後に発生したケガ
傷 害 後 遺 障 害	海外旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき	特約別表「傷害後遺障害保険金支払区分表」に定める後遺障害の程度に依り、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の限度とします。 ※別表(ない)のものでも、労災保険の考え方を準用してお支払いする場合があります。	<傷害治療費用> 上記傷害死亡、傷害後遺障害の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ <疾病治療費用> たとえば、 ①次のような原因により発病した病気 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●放射線照射、放射能汚染 ●戦争、その他変乱 ②むち打ち症または腰痛(医学的他覚所見のないもの) ③妊娠、出産、産前、産後およびこれらにもとづく病気 ④産科疾病 ⑤旅行開始前、発病した病気(既往症) <救済費用> たとえば、 ①次のような原因により生じた事故 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●自殺行為(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為、けんか ●無免許・酒酔・麻薬等を使用した際の運転中の事故による戦争、その他変乱 ②むち打ち症または腰痛(医学的他覚所見のないもの)
治 療 ・ 救 済 費 用 下記 [注]	<傷害治療費用> 海外旅行中の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられたとき <疾病治療費用> ①海外旅行開始後に発病した病気の原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りませぬ。) ②海外旅行中に感染した特定の感染症(※)により旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき ※コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回盲腸、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クニカマ、コンゴ出血熱、マルブルグ病、コングジオリデス症、フング熱、顎口虫(かつうちゅう)、ノロウイルス熱、リサウイルス感染症、特発性出血熱、ハタウイルス感染症群、高病原性鳥インフルエンザ、ニコウイルス感染症、赤痢、ダルマシ性脳炎、腸チフス、リソウイルス熱、レプトスピラ症をいいます。 <救済費用> 海外旅行中に ①被った事故によるケガが原因で、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または、3日以上継続して入院されたとき ②病気により死亡されたとき ③発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき、または、3日以上継続して入院されたとき(注) ④搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難したとき ⑤被った事故により被保険者の生死が確認できないとき(無事が確認された後に発生した費用は対象になりませぬ。)、または緊急な捜索・救助活動が警察等公的機関により必要だと確認されたとき (注) 旅行中の医師の治療を開始した場合に限りませぬ。	<傷害・疾病治療費用> 1回のケガ、病気につき要した次の費用のうち実額に支出した金額で妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りませぬ。また、お支払いする保険金は、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ①医師・病院に支払った診察・入院関係費用(緊急移送費や病院が利用できない場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費 ③入院、義足の修理費用(ケガの場合のみ) ④手術のために必要となった宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ⑤医師の治療を受けた後に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のための必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より荷物を倉庫に預けた場合の消毒費用 (注1) かいロウセラミック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療のために支出した費用については保険金をお支払いできません。 <救済費用> 保険契約者、被保険者および被保険者の親族が実際に支出した次の費用で妥当な費用をお支払いします。なお、お支払いする保険金は1回のケガ、病気、事故につき治療・救済費用保険金額を限度とします。〔保険金をお支払いする場合①の①は300円上限〕 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往旅空運賃などの交通費(救済者3名分まで) ③救済者のホテルなど宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ④諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等、合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(注2) (注2) 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。	
救 援 者 費 用 等 追 加	<救済費用> ①海外旅行中に誘拐されたり、行方不明となったとき	①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往旅空運賃などの交通費(救済者3名分まで) ③救済者のホテルなど宿泊施設の客室料(救済者3名かつ1名につき14日分まで) ④諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等、合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(注2) (注2) 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。	<救済費用> ①海外旅行中に誘拐されたり、行方不明となったとき
救 援 に 関 する 通 訳 雇 入 費 用	<救済費用> ①救済費用が支払われる場合で、救援のために通訳の雇入が必要なきとき	①救済費用が支払われる場合で、救援のために通訳の雇入が必要なきとき	
疾 病 死 亡	①海外旅行中に病気により死亡されたとき ②海外旅行開始後に発病した病気の原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りませぬ。) ③海外旅行中に感染した特定の感染症(治療・救済費用の※と同じ)により旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき	疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。	たとえば、 ①次のような原因により発病した病気 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●放射線照射、放射能汚染 ●戦争、その他変乱 ②妊娠、出産、産前、産後およびこれらにもとづく病気 ③産科疾病
賠 償 責 任	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人の財物(注1)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき (注1) レンタル車等より保険契約者または被保険者が直接借出した旅行用品または生活用動産、ホテル等の客室や客室内の動産(サブペイックボックスのキーおよびルームキーなどを含みます。)、居住施設内の部屋および部屋の動産(戸全体を賃借している場合を除きます。))を含みます。 (注2) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときもお支払いします。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 (注) 賠償金の必要には、事前に弊社の承認を必要とします。	たとえば、 ①次のような原因により生じた賠償金 ●保険契約者または被保険者の故意 ●保険契約者の職務遂行につき(仕事上の)賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●受託品(「保険金をお支払いする場合①の(注1)」を除きます。))に関する賠償責任 ●戦争、その他変乱 ②被保険者の親族に対する賠償責任
携 行 品 損 害 (新設特約(携行品)セクト)	海外旅行中に携行品(カメラ、カン、衣類など)(※)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けたとき ※携行品とは、被保険者が所有(被保険者の親族から保険契約者または被保険者が直接借り入れたものを含みます。))かつ携行するもの(金、現金、小切手、クレジットカード、定期券、クレジットカード、サーフィン等の運動を行うための用具を含みます。また、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗などの危険な運動を行っている間の用具や、居住施設内(一戸建て住宅の場合はその敷地内)にあるものおよび別途送品も含みます(注2))	携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として、損害額(注1)をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。 (注1) 再調達価値(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修理費いすけ低い額をいい、運転無償保証については再発給手数料を、旅行については10万円を限度に再発給費用(現地に負担した場合に限りませぬ。))をお支払いします。 (注2) 保険金は原則として日本国内で円貨でお支払いしますので、事故および損害額の証明書類をお持ち帰りください。	たとえば、 次のような原因により生じた携行品の損害 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●旅行中の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●華なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●塵埃、土埃等の公権力の行使(火災消滅・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ●戦争、その他変乱
入 院 一 時 金	治療・救済費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガ、病気が2日以上継続して入院したとき、入院一時金額をお支払いします。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限りませぬ。(注) 保険金は原則として日本国内で円貨でお支払いしますので、ケガ、病気の内容および入院日数などの証明書類をお持ち帰りください。	1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限りませぬ。	治療・救済費用の傷害治療費用、疾病治療費用部分に同じ
旅 行 事 故 緊 急 費 用	海外旅行中に生じた予めぬ偶然な事故(注1)が原因で、被保険者が負担を余額なくされた費用(注2)をお支払いします。(注3) (注1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーター)を含みます。)(注2) ①交通費、②ホテル等客室料、③食費、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費用、⑥旅行サービス取扱料、⑦身の回り品購入費をいい、通常負担する妥当な金額とします。ただし、③食費代については次のaからdまでのいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のcに該当した場合に限りお支払いします。 a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、休憩もしくは搭乗予定航空業務の開催は、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻)から6時間以内に代替機を利用できないとき b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき c. 搭乗者が乗換して搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を委託した手荷物が、目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担されたとき (注3) ①に②~④の合計で旅行事故緊急費用保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、③食費代については旅行事故緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①~④と別別に、旅行事故緊急費用保険金額20%を保険期間中の限度とします。 (注4) 保険金は原則として日本国内で円貨でお支払いしますので、事故および損害額の証明書類をお持ち帰りください。		たとえば、 ①次のような原因により生じた費用 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●自殺行為、犯罪行為、けんか ●無免許・酒酔・麻薬等を使用した際の運転中の事故 ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●放射線照射、放射能汚染 ●戦争、その他変乱 ②むち打ち症または腰痛(医学的他覚所見のないもの) ③妊娠、出産、産前、産後およびこれらにもとづく病気 ④産科疾病 ⑤運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・遅れ ⑥ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スノースタイディング、ハングライダー・搭乗、自動車等の乗用車による競技・試運転、職務以外の航空機操縦などを行っている間に生じたケガにより負担した費用

[注] 治療・救済費用(<傷害・疾病治療費用>)のお支払いについては次のとおりです。①海外で治療を受けられたとき、被保険者が診療機関に直接支払う費用をお支払いします。②日本国内で治療を受けられたとき、自己負担として被保険者が診療機関に直接支払う費用をお支払いします。③日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分、または、海外において同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要でない部分はお支払いできません。

ニッセイ同和損保の海外旅行保険は「安心のパスポート」 充実のサービス体制でみなさまの旅におともします。

こんなときにお役に立ちます。

治療・救援費用

■ケガ

交通事故をはじめ
さまざまな
事故でケガをした

■病気

カゼ・下痢・盲腸
などの病気に
かかった

■救援者費用

病気・ケガのため
入院し日本から
家族が駆けつけた

■救援に関する 通訳雇入費用

救援のため現地で
通訳を雇い入れた

■救援者費用追加

誘拐されたり行方不明
となった場合に日本か
ら家族が駆けつけた



入院一時金

病気・ケガのため
2日以上入院した



賠償責任

誤って他人にケガをさせた、
店の商品を壊した
などで法律上の
損害賠償責任を
負った



携行品損害

旅行カバンを盗まれた



新価払特約（携行品用）

携行品の損害について、「同等の物を新たに購入
するのに必要な金額（再調達価額）」または「修
繕費」のいずれか低い額を限度として保険金
をお支払いします。ただし、携行品1つ（1個または1
組）あたり10万円（乗車券などは合計5万円）が
限度となります。また、「親族から借り入れた身の
回り品」についても補償の対象となります。

旅行中の事故による緊急費用（旅行事故緊急費用）

海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故により、被保険者が交通費等の
費用負担を余儀なくされた

<例えば…>

- 航空機が遅れ、宿泊代・食事代等を自己負担した
- 航空会社に預けた手荷物の到着が遅れ、身の回り品
を購入した
- 空港行きの列車が車両故障で止まってしまったため、
空港までタクシーで移動した
- 北京で風邪を引いたため、参加申請していた万里の
長城ツアーの参加を取りやめ、取消料が発生した
- 旅先で、クレジットカードとトラベラーズチェックを盗
まれたため、カード会社等へ連絡を行うため国際電話
をかけた



